

## 看護師養成所等における実習補完事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等における医療機関等での臨地実習が中止されている実情を踏まえ、学内演習に代替した場合にも学生が同等の知識と技能を修得することができるために必要な体制の構築を支援し、看護職員及び歯科衛生士の確保に資することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者とする。なお、対象施設の種別ごとに、各都道府県においてそれぞれ原則1か所とする。

### 3 対象施設

この事業の対象施設は、次の施設とする。

- (1) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条に基づき指定された看護師養成所、准看護師養成所及び助産師養成所とする。

なお、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に規定する学校は対象としない。

- (2) 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）第2条に基づき指定された歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所とする。

### 4 事業内容

実施主体は、看護師養成所等で策定した実施計画に基づき、看護師養成所等で必要な資器材の貸出、演習補助要員の確保を行う。